

「3大疾病保障特約付団体信用生命保険付」住宅ローン

平成 29 年 4 月 1 日現在

(1) 住宅ローンで利用期間中に、3大疾病(がん、急性心筋こうぞく、脳卒中)に罹患し、一定の条件を選 たした場合(住宅ローン残高を額が保険徴作金として支払われ、残高がO円となります。 (2) がんの場合、がんの運行程度を問わず、診断されただけで、住宅ローン残高がO円となります。手術 や人度の有無も間いません。 (3) 急性心筋こうぞく、脳卒中に罹患した場合も同様に、住宅ローン残高がO円となります。・手術 や人を込む力能も問いません。 (5) 死亡もしくは高度障害状態とかった場合も、住宅ローン残高がO円となります。 (1) 当行で財機に住宅ローンをご契約される方。 (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (と地方銀行住宅ローンをご契約される方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (6) 20国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (7) 3 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (6) 20国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (7) 20 20 ツインブラン 位宅ローン (1) ツインブラン (2) ツインブラン (2) ツインブラン (2) ツインブラン (2) ツインブラン (3) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 *平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金制期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせぐださい) (1) (と地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険(計算)がおります。 下記の場合に住宅ローン病高相当銀が保険をとして支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にかパーする保険内容となります。 下記の場合に生宅ローン機入日以後、信主のインの返済に充当されます。 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 (1)がん、住宅ローン借入日以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場所。 確定した場合。 ②急性心筋ごうそく、性宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その他心筋疾薬により、初めて医師の診察を受けた日から 60日以上、党師の制限を必要とする状態が継続れたと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手権を打た場合。 ③脳卒中・住宅ローン借入日以後、総卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60日以上、他党的な神経学的後適度が継続れたと医師によって診断の手術を引きない神経費の後適度が維続れたと医師によって診断の手術を引きない神経費の後適度が維持的によって診断の手術を引きない神経費の後適度が維持したと医師によって診断の手術を引きない神経費の後適度が維持したと医師によって診断の手術を引きない神経費の後適度が発生のよりによりに対しませないけばないからないがよりによりに対しませないがよりによりに対しませないがないればないからないればないればないればないればないればないればないればないればないればないれば		1次20十1711日就任
(2) がんの場合、がんの進行程度を問わず、診断されただけで、住宅ローン残高がO円となります。手術	○概要	(1) 住宅ローンご利用期間中に、3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)に罹患し、一定の条件を満
○概要 - ○人服の有無も問いません。 - (3) 急性心筋こうぞく、脳卒中に罹患した場合も同様に、住宅ローン残高が0円となります。 - (4) がんが売出た場合も、皮残高が0円となった住宅ローン残高が0円となります。 - (5) 死亡もくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高が0円となります。 - (1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。 - (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 - (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 - (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 - (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 - (7) ツインブラン - (8) セミローン (1) ツインブラン - (1) ツインブラン - (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 - ○ご利用限度額 累計1億円以内・他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 - (2) ツインブランの * 平成 24年10月1日以降、住宅ローンを新規でおおたれた方が対象です。 - (2) 固定金利期間 3年、5年、10年あるいは変動全利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) - (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取入、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険(注1)に加え、3大疾病保険特約(注2)を同時にカバーする保険内容と切ます。下記の場合に住宅ローン残高相当鋸が保険です。 - (2) 保験料は当行から支払いします。 - (3) 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保険特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当鋸が保険金として支払われ、住宅ローン返済に売当されます。 - (注1) 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保険特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機入目以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合に注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中・保険特約 (注2)を同時にカバーする保険のであたるための手術をうけた場合。 - ②急性心筋こうそく・住宅ローン借入日以後、場上が死亡もしくは高度降害大助になった場合により部所が変化したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 - ②急性心筋こうそく・住宅ローン情入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺産が継続したと医師によって診断を確したと医師によって診断		たした場合、住宅ローン残高全額が保険給付金として支払われ、残高が0円となります。
(3) <u>急性心筋こうそく、脳卒中に罹患した場合も同様に、住宅ローン残高がO円となります。</u> (4) がんが完治した場合も、一度残高がO円となった住宅ローン残高が可に及ることはありません。 (5) 死亡もしくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高が可に及ることはありません。 (6) が借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (四級)金利選択型住宅ローン (2) ツインブラン 住宅ローン (2) ツインブラン 住宅ローン (2) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 名り年間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0、2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) 社地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険は自会社とする団体保険です。 (2) 保険利は当行から支払いします。 日体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に先当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン権人日以後、借主が元亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性の筋こうそく、脳卒中)保障特約 「かん・住宅ローン権入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性の筋梗塞により、初かて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が維続したと医師によって診断された場合。。 ③脳卒中・住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が発酵したと医師によって診断された場合。 ③脳卒中・住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺産が継続したと医師によって診断		(2) がんの場合、がんの進行程度を問わず、診断されただけで、住宅ローン残高が0円となります。手術
(4) がんが完治した場合も、一度残高が0円となった住宅ローン残高が元に戻ることはありません。 (5) 死亡もしくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高が0円となります。 (1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。 (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四間保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (2) ツインブラン 住宅ローン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 果計1億円以内・他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 〇ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0、296上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険金社を明治安田生命保険の当事者 (2) 保険料は当行から支払いします。 下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機入目以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性の影こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん・住宅ローン借入日以後、総上の筋につきくを発病し、その急性の筋梗塞により、初かて医師の診察を受けた目から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が維続したと医師によって診断を対けた場合。 ③脳卒中・住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた目から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が認続したと医師によって診断		<u>や入院の有無も問いません</u> 。
(5) 死亡もしくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高が0円となります。 (1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。 (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 いただける方 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (四銀〉金利選択型住宅ローン (1) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 〇ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.29も上乗せした利率を適用します。 * 平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取入、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険和互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にかバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン接高相当観が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2)3大疾病(がん、急性心筋こうそ、脳卒中)保障特約 (〕がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 (②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日より91日目以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が発験したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 (③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の下の診察を受けた日から60日以上、労働の制度を必要とする状態が発験過度が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。		(3) 急性心筋こうそく、脳卒中に罹患した場合も同様に、住宅ローン残高が0円となります。
(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。 (2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保験への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 〈四録〉金利選択型住宅ローン (2) ツインブラン (3) 生まれぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 〇ご利用期間 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険は当行から支払いします。 「対してお問い合わせください」 (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険は当行から支払いします。 「対し、関係信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン横高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険、住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうぞく、脳卒中)保障特約 (①がん・住宅ローン借入日以後、最生心筋こうぞくを発病し、その急性心筋梗塞により、現状に対したと医師により節断を確定した場合。 ②急性心筋こうぞく・住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、切めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制度を必要とする状態が経験したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうぞくの治療のための手術を引けた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後適症が継続したと医師によって診断		(4) がんが完治した場合も、一度残高が0円となった住宅ローン残高が元に戻ることはありません。
(2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳以下(満76歳未満)の方。 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 <四級シ金利選択型住宅ローン (2) ツインブラン (3) 当行所定の住宅ローン (4) 当行所定の住宅ローン利率に0、2%上乗せした利率を適用します。 ※平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。(注1) 団体信用生命保険(性をローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうぞく、脳卒中)保障特約 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 (注2) まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 (3) 別かて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術を引けた場合。 (3) 脳卒中・住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、党財のな神経学的後遺産が継続したと医師によって診断		(5) 死亡もしくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高がO円となります。
○ご利用 いただける方 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 〈四級 金利選択型住宅ローン (1) ツインブラン 住宅ローン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 別計・億円以内・他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険(独力会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 「定体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 「①がん:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、割めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中・住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。		(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。
いただける方 (3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。 (4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (四銀〉金利選択型住宅ローン (1) ツインブラン 住宅ローン (2) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 ス計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 〇ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 *平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく(往宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他党的な神経学的後遠症が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。		(2) お借入時の年令が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年令が満75歳
(4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。 (5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。 (四銀〉金利選択型住宅ローン (1) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 〇ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 〇ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険(注2)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険(注2)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン機入日以後、借生が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、食性の防こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん・住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく・住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、別めて医師の診察を受けた日から60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	〇ご利用	以下(満76歳未満)の方。
(5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。	いただける方	(3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。
(四銀〉金利選択型住宅ローン (1) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 ○ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 * 平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相当行から支払いします。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。(注1) 団体信用生命保険(往宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がが、住宅ローン借入日以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。
 ○対象となる (1) ツインブラン (2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 ○ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率につ、2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) ○保険の当事者 (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの済に充当されます。(注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく・住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、の脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断 		(5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。
(2) ツインブラン100 *詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 ○ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内		<四銀>金利選択型住宅ローン
* 詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。 ○ご利用限度額 累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 * 平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2)3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	〇対象となる	(1) ツインプラン
○ご利用限度額 果計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。 ○ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 ※平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2)保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1)団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2)3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、の関卒中により初めて医師の診察を	住宅ローン	(2) ツインプラン100
〇ご利用期間 40年以内 (1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 *平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険の当事者 (2)保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1)団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2)3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 〇保険内容 ②急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		*詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。
○ご融資利率 (1) 当行所定の住宅ローン利率にO. 2%上乗せした利率を適用します。 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。	〇ご利用限度額	累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。
○ご融資利率 * 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	〇ご利用期間	40年以内
○ご融資利率 (2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。
(2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください) (1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	○ご融資利率	* 平成 24 年 10 月 1 日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。
(1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(2) 固定金利期間 3 年、5 年、10 年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口
 ○保険の当事者 生命保険相互会社とする団体保険です。 (2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断 		でお問い合わせください)
(2) 保険料は当行から支払いします。 団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。 下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田
団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。 下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	〇保険の当事者	生命保険相互会社とする団体保険です。
下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 (注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(2) 保険料は当行から支払いします。
(注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合 (注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断	〇保険内容	団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。
(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約 ①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。
①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合
確定した場合。 ②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約
②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		①がん:住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師により診断
〇保険内容 より、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態 が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のため の手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を 受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		確定した場合。
より、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		②急性心筋こうそく: 住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞に
の手術をうけた場合。 ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を 受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		より、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態
③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を 受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のため
受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断		の手術をうけた場合。
		③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を
		受けた日から 60 日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断
された場合。または、脳卒中の治療のための手術を受けた場合。		された場合。または、脳卒中の治療のための手術を受けた場合。



(1) 団体信用生命保険

保険事故は、死亡および次の高度障害状態をいいます。

ただし、借入日より1年以内の自殺、借主の故意による高度障害および戦争その他の変乱による死亡・高度障害を除きます。

- ①両目の視力を全く永久に失った方。
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った方。
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った方。
- (2) 3大疾病保障特約

下記の場合、特約により保険金が支払われ、ローン残高の返済に充当されます。

- ①がん: 住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。
 - *「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は3大疾病保障特約の保障対象外となります。
- ②急性心筋こうそく: 住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態 (軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術を受けた場合。
- ③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた 日から 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した と医師によって診断された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローン の返済に充当されます。または、脳卒中の治療のための手術を受けた場合。
- (3) 保険金が支払われない場合の例
 - ① 免責事由に該当する場合

免責事由

死亡保険金・住宅ローン借入日から1年以内の自殺・戦争その他の変乱(注)

高度障害保険金 ・被保険者の故意 ・戦争その他の変乱(注)

- (注)ただし、戦争その他の変乱により、お支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または 削減して支払われることがあります。
 - ② 住宅ローン借入日前に生じている疾病を原因とする場合

高度障害保険金

高度障害保険金のお支払は、所定の高度障害状態の原因となる傷害または疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限ります。原因となる 傷病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、お支払の対象になりません。

〇保険事故



	3大疾病保険金・急性心筋こうそく・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その疾病を
	告知いただいた場合でもお支払の対象になりません。
	・がんによる3大疾病保険金のお支払について、住宅ローン借入日から
	90 日以内に診断確定された場合は、お支払の対象になりません。
	③ 「加入申込書兼告知書」における告知の際に、事実を告げなかったかまた
	は事実でないことを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が
	解除された場合
	//F/示 C1 b / 2-7g ロ
〇お申込み手続き	ローンのお申し込みと同時に下記の「お申し込み時に必要な書類」を準備していただくことで、簡単にご加入いただけます。
	(1) 住宅ローン等団体信用生命保険に関する確認書(当行所定の様式)
	(2) 3大疾病保障特約付団体信用生命保険加入申込書兼告知書
〇お申込み時に	(3) 診断書
必要な書類	借入金額が 5,000 万円を超える場合は、医師による所定の診断書が必要となります。
	(借入金額が 5,000 万円以下の場合は、不要です。ただし、告知内容等によっては必要になる場合が
	ございます。)
〇保険契約の 終了	(1) 3大疾病保障特約による診断給付金、または団体信用生命保険による死亡・高度障害保険金のどち
	らか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。
	(2) 住宅ローンの返済等により住宅ローン契約者でなくなった時点で保険契約は終了します。
	(3) 住宅ローン契約が成立しなかった場合には、保険契約も成立しません。
	借主の健康状態にもとづく告知の内容により、保険会社がご加入をお断りする場合があります。
〇中途解約および	3大疾病保障特約付住宅ローンにご加入中の借主は中途解約できません。また、住宅ローン支払中の借
中途加入の禁止	主の3大疾病保障特約付住宅ローンへの中途加入はできません。
〇当行が契約して	一般社団法人全国銀行協会
いる指定紛争解決	連絡先 全国銀行協会相談室
機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772